



Title	関白内大臣家歌合について
Author(s)	稲田, 繁夫
Citation	人文科学研究報告, 14, pp.一-七; 1965
Issue Date	1965-02-15
URL	http://hdl.handle.net/10069/32090
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-20T02:37:08Z

関白内大臣家歌合について

稲田繁夫

一

関白内大臣家歌合は群書類従によると、保安二年九月十二日忠通邸において催された山月、野風、庭露、恋の四題三十五番の歌合で、参加人は俊頼、基俊を含めて十四人、判者は基俊となっている。実方清氏は本歌合の山月三番左の判詞の終りの部分「左歌たけたかしかちとや申すべからん」を根拠として、基俊歌論における三つの重要な美意識の一つとして、「たけ高き心」を挙げられたが、これは基俊だけを判者と記録する群書類従本に従われたためである。袋草紙下巻に抄録された同歌合には判者俊頼、基俊となっており、記録された四番全部とも、「俊頼云」とある判詞は群書類従本の各対応判詞の終りの部分と一致する。このことから、基俊単独の判と判詞であるとするのは誤りで、また前述山月三番判詞の「たけ高し」は俊頼の判詞であり、従って基俊歌論における重要な美意識としての「たけたかし」は基俊から取り除かなければならないことはすでに述べたところである。

このような根拠から本歌合は基俊、俊頼の合判であり、元永元年十月二日の内大臣家歌合の後を受けて、元永、保安期における両者の歌論的対立を見ていくうえで重要な資料となるのである。

関白内大臣家歌合が催された保安二年は宇佐美喜三八氏の研究に従う

関白内大臣家歌合について

と、俊頼は六十七才であり、基俊は六十八才である。本歌合の判詞は前述したように、各番判詞の前の部分が基俊のものであり、後の部分が俊頼のものであるから、元永元年十月二日の内大臣家歌合で、俊頼が基俊よりも先に判詞を述べていることを理由として、俊頼を年上者とするのは必ずしも適切とは言えないであろう。

三年前の元永元年内大臣家歌合において、あれほど対立した両者が、本歌合においては、判詞は別々でも判は一つに統一されているのは不思議である。判は一つに統一されていても、その判定経過を判詞で見にくくことによって、内大臣家歌合とは異なった興味があるであろう。

二

内大臣家歌合において、三十六番の中で俊頼、基俊の判の一致するもの十二、真反対のもの（判が記されていないが判詞から真反対と考えられるものを含む）八、一方が勝を与え一方が持とするもの十六というように対立の激しかった後を受けた本歌合が、どうして判が揃ったのであろうか。群書類従本では判者は基俊一人となっているから判詞は一見、基俊一人のもののようにも見えるが、袋草紙下巻の抄録では山月一番の左右歌、同二番左歌、野風六番左歌、庭露二番左歌だけが記載され、判者名は俊頼、基俊というように俊頼を先記し、判詞も「俊頼云」と俊頼のものだけ記述して、基俊については「基俊同之」（二箇所）「基俊大略同之」^⑧「基俊不答之」と俊頼を中心として記録され、基俊は記録者から副判者的、補助判者扱いを受けているように思われる。

群書類従本の判詞の体裁を見ると、初め左歌次に右歌の批評があり、再び左歌、右歌の批評が繰り返されていて、時には方人の意見が加わっているものもある。この場合最後に「判者云」と総括し判を決定する記述になっているが、この「判者云」という八個所の部分は恐らく俊頼の

言葉であろう。それは袋草紙抄録の 山月二番左持 俊頼

こよひしもをばすて山の月を見てころろのかぎりつくしつるかな
に對し「俊頼云、をばすて山の月はなぐさめかねつとこそよめれ。心づくしにはあらず。基俊同レ之」と判詞の要旨が記されているが、この部分
が群書類従本では初め左歌、右歌についての判詞があり、これは前述した理由により基俊のもので、次に「この歌ども別に無_レ其難。左の歌は」と始まる俊頼の批評が続いて、方人の意見が挿入され、最後に、「判者云云姥捨山の月はなぐさめかねつとこそよめれ、心つくしにはあらず云々」となっている。そうすると袋草紙によって「判者云」は明らかに俊頼の言であり、他の八箇所も同様であろうと考えられ、方人の意見主張の後などの最終決定は「判者云」という俊頼の意見によって判が確定したと見なければならぬであろう。基俊、俊頼の合判による判詞が、先に基俊が発言し、次に俊頼が発言するという順序の運び方は、元永元年内大臣家歌合の場合のような兩判と異なって、前者の意見が後者の発言内容に影響を及ぼすことは考えられるにしても、最終的決定は後者の批評によって決っていくことを考えないわけにはいかない。このような経緯によって関白内大臣家歌合は俊頼の主導性のもとに行なわれた歌合であると考えられるのである。

元永元年内大臣家歌合は、それまでに発達してきた文学的歌合が、俊頼を中心とする衆議判の国信卿家歌合で一つの頂点に立ち、これらが煮つまって俊頼、基俊などの二人判や、更に顕季を加えての三人判の元永期歌合時代を迎え、元永元年内大臣家歌合では対等の立場に立った俊頼、基俊が各番の歌を二人して別々の判をする兩判の形をとったのである。この期の歌合において、「判者二人常事歟。法性寺歌合、俊頼基俊、又成家歌合、顕仲基俊など也」という八雲御抄の記事のように二人判は一つの流行でもあったし、時にはまれに「近、法性寺関白歌合、顕季、俊頼、基俊判之」^⑭と三人判も行なわれたのであるが、元永元年内

大臣家歌合の兩判が、俊頼、基俊対立の頂点であった。というのは二人判、三人判の合判は他にもしばしば行なわれたにも拘らず、兩判という歌合史上、歌論史上特別な形態と内容をもつものは他には見当たらないからである。この後、関白内大臣家歌合や、保安三年二月二十日の無動寺歌合などは、俊頼、基俊の合判ではあるが、主導権は俊頼に帰したものである。この間の傍証は永縁奈良房歌合の基俊判を完延法師が反駁したために、俊頼が改判して落着したことにしても知られるであろう。

関白内大臣家歌合合判の特色はこのような点にあるが、判は一つに統一されていても、俊頼、基俊両者の判定過程には両者の重点の置き方には濃淡があるはずである。そこに両者の歌論の違いが如何に交錯しているか、これらの点から眺めていくことにしたい。

山月一番 左持

女 房

木の間より出るは月のうれしきに西なる山のしにすまばや

右 明賢朝臣

みそらはれ所もわかず照る月の影もてはやす越のしら山

基俊は、左歌は「月は山の端より出る」ものであるのに、「木の間より出」という把え方は適切ではない。「木の間よりもりくる月の影」などと詠まれて来ているはずだ。この月を見て「西なる山の西に住み」たかと思うのは心得難い心境であって、右歌にも「月の出る山のおなたの里人と今宵ばかりは身をやなさまし」と願っているのが納得出来る境地である。と云い、右歌に対しては、越の白山を思い浮かべるのは、「雪に月をもてはやす」点にあるのに拘らず、この点が不十分で、左右の歌は「いづれまされりともまふしがたし」と評した。俊頼も「このまより月の出づといふことはいかに。本文おぼつかなし」と典拠も無いし、西の山に住むということも「そこはかとなきやう」である。と基俊と同意見であった。右歌に対しては、「かげもてはやす白山と申すは雪の義か。

しからは雪の字大切なり」と、基俊と批評事項、その取り上げ方が全く同じである。元永元年内大臣家歌合においても第一番の判は、両判でありながら両者一致していたが、この歌合では、それ以上に全く同じ批評をもってすべり出しているのである。しかも、俊頼が後に批評している関係もあるが、基俊の「いづれまされりとも申し難し」とも呼応して、「持とや申すべからん」という俊頼のしめくりの言によって判が確定しているのである。山月二番は判者の番で、

左 持 俊 頼 朝 臣

こよひしも姥捨山の月を見て心の限りつくしつるかな

右 基 俊

あなし山ひばらが下にもる月をはだれ雪ともおもひけるかな

基俊は左歌の姥捨山の月は詠み古した素材であるが、「心をつくすと侍るこそ、耳馴れず新しき心侍れ」と、俊頼のこの点の着想の新奇さに着目し、俊頼の庶幾した「めづらし」さにならなわけにはいかなかったらしく、自作の右歌に対しては、「ふるめきすぎて、めづらしからぬさまに侍れば、劣ると申すべきにや侍らん」と、古めき過ぎ、「めづらしからぬ」点をもって自作を劣ると評価している。これは基俊の批評振りとしては意外に思われることで、元永元年内大臣家歌合においては、三十六番中、基俊が「珍らしさ」を買った番は一番も見当らず、「聞き馴れ」「言い馴れ」た歌や、彼の庶幾した三代集以来の典雅な風姿格調の「歌めく」歌をあくまで主張したのとは対照的な発言である。俊頼は左右とも特に難は無いが、左歌の「つくしつるかなとある。義に合はず。心得ず。」と言いつ切り、左方人の支援の意見も陳べられたけれど、左方人の引用した。

我心なぐさめかねつさらしなや姥捨山に照る月をみて

の歌は「姥捨山の月は慰めかねつ」と詠んでいて、「心つくし」では無い。僻事を詠んでいる。また、右歌は古歌に似すぎているから、「持と

関白内大臣家歌合について

や申すべからん」と、基俊が自作を劣ると発言したにも拘らず、持と決定した。基俊、俊頼の番は本番を含めて全部で五番あり、他の四番は先に批評を述べた基俊がすべて自作の右歌を「勝つべきにやと思ひたまふる」「今少し高くや侍らん」「右のまさりたるにやはべらん」と押し出している。袋草紙下巻によると、「判者或不書自勝負衆議判」とあるように、判者は自作の勝負を決定せず、衆議判にまかせたようで、長治元年五月二十六日左近権中将俊忠朝臣家歌合において、自作を含んだ十番祝の判定を判者俊頼は衆議判に任せたとしたのはその一例である。また講師は作者の名を伏せて朗詠披露したから、判者は必ずしも遠慮するには及ばないが、「俊頼顯仲已下皆我負」と俊頼は普通自作を負にしており、元永元年内大臣家歌合でも自作三首を負二持一にとどめているが、基俊は自作三首のうち二首を勝にし、判を欠いている残菊三番も判詞の内容から見ると明らかに自作を勝にしたものようである。この基俊も袋草紙下巻では「基俊云、判詞之為判者之人、不詠歌者例也。縦雖詠歌於自作之番不加判、是故実也。仍不加判云々」といっているが、歌合の場のぞむとその場の勝負に執着して押し強く自作の勝を主張したようである。

本歌合においても基俊は俊頼との番における他の四番の自作をすべて勝だと発言したが、この山月二番だけは「劣る」と認めたにも拘らず、俊頼は「持」として譲っている。俊頼の自作に対する判定態度は全く基俊とは対照的で、野風一番の

左 俊 頼 朝 臣

けさ見れば萩女郎花なびかしてやさしの野への風のけしきや

右 勝 基 俊

たかまどの野ぢのしのはらすゑさわぎ空や秋風けふ吹きぬなり
において、右歌を基俊は「歌ざまもいとたかく、ことばおかしうはべれ

ば、かつべきにやとおもひたまふも、いかがはべらむ。」と自作の勝を主張したのに対して、左方人が右歌の「そらや」ということばを、「すこぶるあざけり申し」たにもかかわらず、俊頼は「空や秋風ふきぬなり」という曾根好忠の歌を証歌として「右をやまさりと申すべからむ」と俊頼を勝たしているのである。他の三番においても恋一番の基俊の歌を俊頼は、「右歌ことなる難なし。仍為_レ勝。」あるいは恋七番の基俊歌を「右歌無_レ難。仍為_レ勝。」という程度で勝を与えているので、基俊の歌を秀歌と認めて積極的に勝たしているわけではなかったのである。山月三番の

左 勝 殿 下
 神のますみかさの山に月影のいふかけてしもさし登るかな

右 定 信

我ひとりいるさの山とおもひしにまづすみまざる秋の夜の月

この番の判は同じでも左を勝とする両判者の観点は可なりの相違が見られるのである。基俊は左歌に対し、「月はつとめて照るなどいえるものならばこそ、ゆふかけてしもとはよみ侍らめ」と批判し、「さし登るなどいえるわたりも、月とおおぼえて、高瀬舟などよまん心地ぞし侍る」と、対象把握の仕方が的確ではないと非難を加えている。殊に重要な点は左歌を「大方歌がらもひまおほかるように見え侍り」と、このような格調の高い歌は基俊には異質のものであったようである。だから右歌に対し「左に劣れりとはおぼえず」と云い、ただ、「三笠の山の神にとよせてたてまつりたる」点から、歌合の慣例として三笠の山を素材とする左歌に勝を譲らせただけである。俊頼は「右歌ことばだびたり。」と声調の濁りが卑しいとしたのに比べ、「左歌たけたかし。かちとや申すべからん。」と、俊頼の庶幾した「たけたかき」歌として賞揚しているのである。俊頼はこのような「三笠の山に月立ち登る」^⑮ 壮大な美を愛し、それが彼の美意識の中核理念である「けだかく遠白き」^⑯ 歌体と結び

ついていったのであって、高陽院七首歌合において父経信に勝を与えられた俊頼の歌、月七番右

山の端に雲のころもを脱ぎ捨ててひとりも月の立ちのぼるかな

とどこか似かような歌として俊頼には同感するものがあつたと思われる。

八雲御抄^⑰によれば、筑前はその陳状にこの俊頼の歌を非難したとあるが、類聚歌合二十巻本の筑前陳状にはこの点に触れていないので、どのような内容の非難が陳べられたか明らかでないにしても、俊頼が金葉集の自詠三十五首の中に採取していることから、彼の得意の歌の一つであつたことがうかがわれるのである。基俊において意識されていた歌心は「さびしさ」「あわれさ」であり、「姿さび」「心細し」の境地であつて、元永元年内大臣家歌合・時雨・三番の俊頼、基俊の判詞の対比や、同じく時雨十二番判詞の両者の比較などによって明らかである。^⑱ 本歌合はそれから三年の年月を経過しているが、基俊においては「たけ高き」美の世界は高くは評価されていなかったものと言わなければならぬであろう。野風三番、

左 雅 光

かるもかくるな野の原の秋風にこやの池水ささらなみたつ

右 勝 師 俊

唐さきやながらの山にあらねどもさざなみよするまの秋風

基俊は「ただおなじほどにはべめれど、なをさざなみよするまの秋風はよろしうはべり。」と軽く片づけているが、俊頼は万葉集を引いて、「るなの」は猪無き野の義であるから、「かるもかくるな野」では意味が明らかではない、と批評したのに対し、左方人は「猪な野」と詠もうとして、「かるもかく猪も無き野とよそへて詠」んだのだから、猪の有無は難にはならないと陳べたが、俊頼は「陳申旨なをうちまかせたらず」と退け、右歌が殊なる難が無いことよつて勝にした。雅光、師俊は本歌合では五番組み、他の四番師俊は負けているが本番だけは勝つて

いる。この両者の各番は本歌合では可なりの問題があった。それは山月四番

左 勝 雅 光

月影をまつも惜しむも苦しきにつくなるらんやまなしの里

右 師 俊

いさらなみはれにけらしな高砂の尾上の空にすめる月かけ

基俊は左歌は「まつもをしむもくるしくて、山なき里を求むらんこそ、むげに月のおぼえ薄くて、もてあそばん心も無きやうに見え」るが、俊頼、基俊ともども、右歌の「いさらなみ」とは何の名か意義不明であると言ひ、右方人は「くもぬ」の名であると答えたので、証歌を提出せよと求めると、万葉集の歌であると答えるだけであつたので、結局左勝となつた。しかし本歌合末文に、「いさらなみとはきりのななりとぞ、誰かしらぬとぞ、よろづのすいなふ（髓脳）に侍り」と、本番判定後に難陳があつたようであるし、また、恋十一番

左 勝 雅 光

さもあらばあれ泪の川いかがせんあひみぬなきへ流さずもかな

右 師 俊

夜とともに袖のみぬれてあさりするあまゆふなりや我思ふこと

の右歌を両判者とも、「心もえ侍らず」とか、「なにごとぞや」と左を勝としたが、やはり判後「あまゆふなれやとは、あまゆふとはならぬことといふなり。それをしらざらん人をまけにせんとてこそ、」と師俊は「腹立つ」たようである。また、庭露一番、

左 勝 雅 光

あさましき庭のあさちのうへごとにつらぬきかくる露のしら玉

右 師 俊

かるかやのみだるる秋のあさぎよめしづの衣や露ふしぬらん

基俊は左歌は「ふるき歌どもにぞおぼえてはべる。歌の姿少ししたたか

に待るめり。」と伝統的な歌境の歌だと高く買い、右歌は「言ふにも足らず」と、歯牙にもかけぬ扱い方であつた。俊頼は左歌は「古歌の心地し侍る。」と、必ずしもこれを賞揚しているわけではないが、右歌の、「あさぎよめす」などと、修正した方が良好いような言葉足らずの表現の難点から左の勝に傾いた。しかし、右方人が左歌の「あさちはいかが」と頭を傾ける様子を見て、気にはかけながら判定後であつたのでそのまま見送っている。庭露四番

左 俊頼朝臣

庭もせにさきすさびたるつき草の花にすがれる露の白玉

右 勝 基 俊

岩のうへのこけのはごとくに置く露を玉しく庭とみけるはやわが

基俊は左歌を「さきすさびたる」という表現は奇異で、万葉集には有るかも知れないが、古今、後撰や歌合などには詠まれた前例を知らない。また、「すがれる露も、いとおしうも見え」ないとして、右歌が「歌ざまなだらか」で、「よみしりたるさま」であるからと、自作を勝にする発言をした。「よみしる」とは、「古めく」「言ひ馴る」「聞き馴る」と同じ実質の、当時の保守的歌人の好みにかなつた情景、情趣であつて、基俊の言う「歌めく」もこのような内容の表現を指しているのであるが、基俊の庶幾する歌の世界はやはり三代集の世界であつて、「万葉集などには侍りとやすらん」という口吻は、俊頼の万葉吸収の意欲的なものに対する厭悪感さえ見えるようである。この時代の歌人の万葉集への関心は相当に高まつており、本歌合でも万葉集に言及した個所は、俊頼二、基俊一、方人一と四個所もあるが、基俊はこの一個所だけでその言及の仕方は右のような拒否的な口吻のものであるのに対し、俊頼は前述した野風三番の場合のように、万葉集の歌の単なる語義の知識だけではなくて、万葉歌への広い同感共鳴が基盤にあるようである。だから峯村文人氏も指摘されておられるように、「万葉集みける人の歌にやと、

心にくく見ゆ²³」という万葉集を読む人を、心にくく感ずるほどであった。この番において俊頼は「左歌よろし」と自作の非を認めていないように、

この里も夕立しけり浅芽生に露のすがらぬ草の葉もなし²⁴

があるから、可なり自信をもった歌であったであろうが、例のように基俊を勝たしたのであろう。そして「右歌がらまされり。はやわがぞ、人におぼつかなげなる、されど名歌詞也。」と参会者を説得しているのである。恋一番

左

俊頼朝臣

秋かへすさやだにたてるいな草のねごとにもみを恨みつるかな

右 勝

基 俊

から衣立田の山にいぐしたて神さびにける我がこひかな

左歌に対し基俊は、「秋かへすさやだといへることば、いかなる田にかはべらん。証歌もおぼえはべらず」と非難し、俊頼も「秋かへすとよめるはいかなることぞや。さや田といふはいかなる田をいふにか」と言っている。歌合においては講師が詠者の名をかくして朗詠するのであるから、自作に対しても自由に客観的に批評を加えてもよいのであるが、歌合において俊頼は常に自作をこきおろす立場で判詞をのべているようである。この番も基俊は右歌を「よみしりてはべめれば、右の勝べきにや侍らん」と言い、後順の俊頼も、「右歌ことなる難なし仍為勝」と基俊を勝たしているが、元永元年内大臣家歌合でも、恋二番

左俊頼持

俊頼朝臣

口惜しや雲るかくれにすむたつも思ふ人にはみえけるものを

右基俊勝

基 俊朝臣

かつみれど猶ぞ恋しき吾妹子がゆつのつま櫛いかでささまし
に対し俊頼は、「前のうたは心もえず、ことやう無極歌にこそ侍るめれ」と自作を非難している。もっとも、この番については長明無名抄に

よると、俊頼の子俊恵が語った後日談が載せられ、基俊の見当違いの「たつ」についての非難に対し、俊頼は「その座にては言葉も加へず」黙っていたが、忠通が「こよひの判の詞、おのおの書きて参らせよ」と言った時、「これは田鶴にはあらず、龍なり」と書いて答えたということである。俊恵はこのことについて、「基俊弘才なれど、思ひばかりもなく、人の事を難するくせの侍りければ、ことにふれて失多くぞありける」という通り、基俊は俊頼に挑むこと多く、敢えて自作を推し上げていたようである。だから内大臣家歌合で俊頼は自作三首を負二、持一にとどめているが、基俊は自作三首のうち二首を勝にし、判を欠く残菊三番も「残れる菊はかやうにもよみてんとみえはべり。ひがごとくや」と、したり顔に云っているところからすると、やはり自作を勝にしたことは明らかである。

三

関白内大臣家歌合はその作品としては秀歌は見えず、俊頼、基俊両者の判は合判であり、判詞もほとんど内容が似通っている。元永元年内大臣家歌合におけるような白熱した対立論争を見ることはできない。

しかし、これは内大臣家歌合をもって歌壇における俊頼の主導権が確立し、その主導性のもとに歌合が行なわれたことと、両者の判が対立するほどの各番が無かったからであると見るべきであらう。というのは、本歌合の翌保安三年二月二十日の無動寺歌合は俊頼、基俊の合判であるが

桜 左負

僧 行 真

さともあれよ人もふりよやまざくらみてこそをのえをもくたさめに
に対し、俊頼は「花はさきそめてはほどなし。をのえのくちむ、あま
りなりとて右勝。基俊同難之。但為持」とあるのは、俊頼は右勝。基
俊は持であったが「桜左負」と記録されているところからすると、最後

の判定は俊頼の意見の通りに落ちついたと見なければならぬであろう。このように見てくると、元永元年内大臣家歌合を頂点として、俊頼、基俊を中心とする元永保安期の歌壇が、それ以降関白内大臣家歌合無動寺歌合、永縁奈良房歌合と俊頼の主導権が確立し、俊頼の没年に至る経過を見るうえで、本歌合の意義を見つけるべきであろう。

(三九・七・二六)

註① 実方清氏、日本歌論「藤原基俊の歌論」三七一頁

② 日本歌学大系第二卷一八七頁

③ 長崎大学文学部人文科学研究报告第六号「藤原基俊の歌論の意義」抽稿参照

④ 国語と国文学昭和十四年六月号「源俊頼伝について」

⑤ 日本古典全書、歌合集二二二頁、峯岸義秋氏頭註

⑥ 昭和三十九年一月、長崎大学文学部人文科学研究报告第十三号抽稿「元永元年内大臣家歌合について」参照

⑦ 同 右

⑧ 断簡といわず抄録であるのは歌合一巻の部分ではなく、全体の中の必要箇所を摘出して綴り合わせた記述であるからである

⑨ 長崎大学文学部人文科学研究报告第十二号抽稿「国信卿家歌合について」

⑩ 日本歌学大系第三卷五六頁、同第二卷一九三頁(袋草紙)

⑪ ⑩の第三卷五六頁

⑫ ⑩の第二卷一八八頁

⑬ 奈良花林院歌合の名によって基俊判は伝えられ、桂宮本叢書に収められ袋草紙下巻にも抄録がある。俊頼判は群書類従八輯に収められ、大治三年に行なわれたものと記録されているが、永縁の没年は天治二年四月五日であり、この歌合は天治二年四月以前に成立したものと考えなければならぬことになる。

⑭ 日本歌学大系第二卷一八五頁

⑮ 長明無名抄、⑩の二九二頁

関白内大臣家歌合について

⑯ 同右。同第二卷一四三頁(袋草紙下巻)俊頼朝臣為判者之時、以吾歌定負。殿下歌合。

⑰ 右袋草紙一四二頁

⑱ 「いふかけて」は判詞の仮名づかいに従うと、「ゆふかけて」が正しい

⑲ この記述が俊頼髓腦の異本によって異なることは周知のことであるがこの部分がこのままあるのが妥当であるということについては、日本歌人講座第二卷二九七頁、峯村文人氏の「源俊頼」参照

⑲の第三卷七五頁

⑲の抽稿参照

⑲の三〇二頁

⑲の群書類従本「永縁奈良房歌合」郭公六番右判詞 八輯一〇四頁

⑲の金葉集卷二、一五九番の歌

⑲の日本歌学大系第三卷二九二頁

⑲の袋草紙下巻。日本歌学大系第二卷一八八頁